

秋田県地域密着型DX支援プロジェクト 伴走型支援事業実施要領

(目的)

第1条 県内企業が生産性を向上し、付加価値を創出するため、県内の商工団体、金融機関、ITベンダー、産業支援機関及び秋田県が形成する支援コミュニティが、県内企業によるデジタル技術を活用した業務の推進や、ビジネスモデルを変革するデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」とする。）に向けた戦略の策定のほか、DXを実行する際に伴うサイバーセキュリティリスクの洗い出しやサイバーセキュリティ対策の実施について伴走型で支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「秋田県地域密着型DX支援プロジェクト」とは、秋田県内企業のDXを推進するため、県内の商工団体、金融機関、ITベンダー等、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下、「センター」という。）及び秋田県による支援プロジェクトのことをいう。秋田県地域密着型DX支援プロジェクトでは、DXに向けた地域企業の取組状況に合わせた伴走型支援を行うとともに、アクションプラン実行に向けた人材育成やマッチングを支援する。

2 この要領において、「伴走型支援企業」とは、秋田県地域密着型DX支援プロジェクトの構成員であるITベンダー等のことをいう。伴走型支援企業は、第1条の目的達成のための伴走型支援を行う。

3 この要領において、「支援機関等」とは、秋田県地域密着型DX支援プロジェクトの構成員である商工団体及び金融機関のことをいう。支援機関等は、DXに向けた戦略策定のため、支援先の希望に応じて伴走型支援企業とともに伴走型支援を行う。

(対象事業者等)

第3条 この事業の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内に本社や事業所等の拠点を有する企業であること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者でないこと。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する者でないこと。

(本事業への利用申請)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下、「申請者」とする。）は、センター理事長に支援申請書（様式1）を提出するものとする。

2 前項の申請の受付期間は、理事長が別途定めることとする。

(支援の決定)

第5条 センターは、第4条により提出があった支援申請書の内容を確認の上、申請者が希望する伴走型支援企業及び支援機関等の対応可否を確認する。

2 前項により申請者を支援することが認められる場合、センターは、申請者、申請者が希望する伴走型支援企業及び支援機関等に支援決定通知書（様式2）を送付する。

3 前項により支援を実施することが決定した企業（以下、「支援先企業」とする。）は、支援実施までに2019年7月に経済産業省が公開した「DX推進指標の自己診断」を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）及びセンターに提出することとする。

(支援の実施)

第6条 支援決定通知書を受領した伴走型支援企業及び支援機関等は、支援先企業と日程調整の上、伴走型支援を実施する。

2 本事業における支援内容及び支援の上限時間は、別表1のとおりとする。

3 伴走型支援企業等が伴走型支援を実施する際は、必要に応じセンター職員や秋田県職員が同席する。

(伴走型支援の実施状況及び実績報告)

第7条 伴走型支援企業は、支援先企業と共同で、伴走型支援終了後2週間以内又は令和6年1月24日のいずれか早い日までに、支援実績報告書（様式3）及びその他実績を示す書類をセンターに提出するものとする。

2 伴走型支援の実施期間が複数月に跨がる場合、伴走型支援企業は、支援を開始する日が属する月の翌月から支援が終了した日が属する月までの間、支援実施状況報告書（様式4）により、センターに前月の支援状況を報告するものとする。

3 前項の報告期限は、毎月7日までとする。

(伴走型支援の費用)

第8条 センターは、支援実績報告書の内容を確認し、実績が別表1の支援内容に合

致していることが認められる場合は、伴走型支援企業に対して、委託費を支払う。

- 2 委託費の支払いに関することは、センターと伴走型支援企業で締結する業務委託契約書によるものとする。

(守秘義務等)

第9条 申請に当たり申請者は、本事業で必要と認められる範囲に限り、センターが伴走型支援企業、支援機関等及び秋田県に対して提出書類を共有することに同意するものとする。

- 2 伴走型支援企業、支援機関及び秋田県は、本事業により知り得た事業者の秘密の保持を厳守するとともに、本事業以外に利用しないものとする。ただし、次の情報は秘密に該当しないものとする。

- (1) 既に公知の情報
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報
- (5) 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられる情報
- (6) 第三者に開示することについて、相手方から同意が得られた情報

- 3 本事業に伴い、著作権その他の知的財産権等及び所有権が発生した場合には、伴走型支援企業及び支援機関等は、支援先企業に無償で引き渡すとともに、著作権者人格権を行使しないことに同意するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

区分	支援内容	支援上限 時間
<p>【区分A】 DX戦略策定の 伴走型支援</p>	<p>県内各地域の地域密着型DX支援企業（ITベンダー等）と商工団体・金融機関が、各地域企業のDXに向けた課題分析及び戦略策定を支援する。</p> <p>（支援例） 「DX推進指標 自己診断」の実施支援、DXに向けた課題分析のためのコンサルティング、DXに向けた実行計画の策定支援、DXを推進するための社内体制の整備に向けた戦略策定支援、DX実行におけるKPIの設定、マネジメント体制の構築支援 等</p>	<p>80 時間</p>
<p>【区分B】 サイバーセキュリティ対策に関する伴走型支援</p>	<p>中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン等に基づきセキュリティ診断を実施するほか、情報セキュリティポリシーの策定等を支援する。 また、必要に応じてサイバーセキュリティの対策案を作成する。</p> <p>（支援例） セキュリティ診断の実施、情報セキュリティポリシー（基本方針）策定支援、サイバーセキュリティ対策案（アクションプラン）の作成支援</p>	<p>40 時間</p>